

## 前払式証票（電子商品券）発行事業規約

### （目 的）

第1条 前払式証票（以下「商品券」という。）の発行は、港区内の店舗が顧客を確保、及び売上の増加につなげ、もって商店街の活性化に役立てることを目的とする。

### （発行者）

第2条 商品券のうち電磁的方法による記録媒体をもって発行されるもの（以下「電子商品券」という。）は、港区商店街振興組合連合会（以下「区振連」という。）を発行者とし、その事務局を港区内に置く。

### （販売元）

第3条 港区商店街連合会（以下「区商連」という。）を販売元とし、電子商品券の販売を行うものとする。

### （種類及び形式）

第4条 電子商品券の種類は、プレミアム付き電子商品券の1種類とし、共通券と限定券を発行する。ただし、区振連及び区商連の了承により、種類及び形式の変更ができるものとする。

### （有効期限）

第5条 電子商品券の有効期限は、発行日から6か月以内の区振連及び区商連が定める日までとする。

### （電子商品券の販売）

第6条 電子商品券は、スマートフォン等の端末、メールアドレス及び電話番号を有する者に限り購入することができる。

2 複数の電話番号及びメールアドレスを使って電子商品券を購入することはできない。ただし、消費者の法定代理人が消費者のために購入を行う場合はこの限りではない。

3 電子商品券は、電子商品券の発行に係る専用アプリにおいて、メールアドレス、郵便番号、氏名及び住所を登録し抽選の申し込みを行う。抽選後に当選連絡を受けた購入希望者はクレジットカード又はコンビニ払い等の所定の方法で購入する。

4 購入した電子商品券については、払い戻しはしない。ただし、消費者の端末において、正常に稼働しない場合は、その限りではない。

5 電子商品券の購入に係る領収書の発行はしない。

6 電子商品券を電子商品券の取扱店舗（以下「取扱店」という。）で、利用した際には、利用した金額分について当該取扱店において領収書を発行することができる。

7 取扱店が電子商品券を取扱うことができなくなった場合には、当該電子商品券の払い戻しには応じない。

8 支払単位は1円単位とする。

9 区振連は、消費者が不正若しくは虚偽による購入をした場合又は購入限度額を超えて購入した場合には電子商品券を回収することができる。

### （電子商品券の取扱店・機関）

第7条 商店会に加盟している店舗は、原則として、取扱店とする。

2 商店街の地域外の店舗については、前払式証票（商品券）発行事業規約に伴う賛助会員規約に定めるところにより、区商連の賛助会員として取扱店となることができるものとする。

3 前払式証票（商品券）発行事業規約に伴う賛助会員規約第2条第2項で規定する大型店舗、区内医療機関及びタクシー会社については、電子商品券の共通券のみ取り扱うことができるものとする。

(取扱店の責務等)

第8条 取扱店は、電子商品券の取扱いについて、次の責務を負うものとする。

- (1) 本事業規約、事務取扱マニュアルその他の登録後に交付されるマニュアル等を確認し、及び理解のうえ、これらを遵守すること
  - (2) 取扱店であることが明確に表示されるよう、区振連が交付した取扱店ステッカー及びポスターを、電子商品券を購入した者（以下「消費者」という。）が分かりやすい場所に掲出すること
  - (3) 電子商品券の額面金額に応じ現金同様に取扱商品の販売及びサービスの提供等を行うこと
  - (4) 電子商品券を譲渡し、転売し、又は再利用しないこと
  - (5) 欠陥のある商品、サービス等の販売及び提供について返金を求められたときは、全て取扱店の責任及び費用負担において対応すること
  - (6) その他法令等に違反する行為及び本事業の目的に反するような行為をしないこと
- 2 取扱店は、電子商品券を利用した商品の販売、サービスの提供等については、取扱店と消費者との間で直接売買契約等が締結されるものであって、区振連は当該売買契約等の当事者となるものではなく、当該売買契約等に基づく商品の販売、サービスの提供等については全て取扱店において責任を負うべきものであること及び商品の販売、サービスの提供等について万が一消費者その他第三者との間でトラブルが生じた場合は、全て取扱店の責任及び費用負担において対応すべきものであることについて同意するものとする。
- 3 取扱店は、やむを得ない事情がない限り電子商品券の利用期間中においては、継続して取扱店としてその販売する商品、提供するサービス等を取り扱うことについて同意するものとする。
- 4 取扱店は、本事業規約、事務取扱マニュアルその他の登録後に交付されるマニュアル等を遵守し、万が一にも自ら電子商品券を購入して自らの店舗で利用されたかのように偽り換金する行為その他の不正行為をしないことについて同意するものとし、電子商品券の利用について区振連が証憑類等を提出することを求めた場合には直ちにこれに応じるものとする。

(利用範囲)

第9条 電子商品券は、取扱店における商品の販売、サービスの提供等についてその額面をもって現金と同等とし、取扱店の商品の販売、サービスの提供等に利用することができる。この場合において、次に掲げるものについては、電子商品券の利用対象にならず、かつ、電子商品券の利用は禁止されるものとする。

- (1) 資産形成につながるもの
  - (2) 換金性の高いもの（ギフト券、ビール券、お米券、図書券、旅行券、共通入浴券、文具券、店舗が独自発行する各種商品券、有価証券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネー等）
  - (3) 他の電子マネー等へのチャージ
  - (4) 性風俗関連特殊営業に係るもの
  - (5) 税金、保険料等の国、地方公共団体等への支払い
  - (6) 電気、ガス、水道料金等の公共料金の支払い
  - (7) たばこ
  - (8) その他販売、提供等が法令等に違反するもの
  - (9) その他区振連が特に指定するもの
- 2 消費者は、購入した電子商品券の譲渡、転売等をしてはならない。
- 3 区振連は、特定の取扱店が電子商品券の利用期間中において継続して取扱店として電子商品券を取

り扱うものであること及び取扱店における特定の商品又はサービスについて電子商品券の利用期間中において継続して電子商品券の利用対象となることについて、何ら保証するものではない。

#### 4 電子商品券と現金との交換は応じない。

(換金)

第10条 取扱店による商品の販売、サービスの提供等の対価として利用された電子商品券(以下「利用済み電子商品券」という。)の換金については、消費者が取扱店で電子商品券による支払いをしたデータが自動で収集され、取扱店が登録した口座に当該支払をした額に相当する金額が自動で振り込まれる。この場合において、換金事務手数料は、無料とする。ただし、情報の通信費等については、取扱店の負担とする。

2 前項に規定による振込は、月に複数回実施するものとする。

3 本事業規約の規定に違反して利用された利用済み電子商品券は、換金の対象外として、当該利用済み電子商品券に係る換金及び支払請求には理由の如何を問わず一切応じないものとする。

(取扱店の義務)

第11条 取扱店は、本事業規約を遵守するとともに、所定の取扱い承諾書を所属の商店会長を経由し区商連に提出しなければならない。区振連は合議をもって、承諾書の規定に違反した店舗の加盟店資格を剥脱することができる。

(事故電子商品券の責任範囲)

第12条 偽造された電子商品券の使用が判明した場合、区振連は直ちに取扱店に通告する義務を負い、監督官庁に届出等を行う責を負う。

2 販売した電子商品券の盗難、紛失その他の事件若しくは事故による滅失又は損傷等について、区振連は一切責任を負うものではない。

3 電子商品券を担保又は質入れに供することはできない。

4 その他不測の事故が発生したときは、次条に規定する委員会を招集し協議する。

(委員会の設置)

第13条 本事業の健全な運営と発展を図るため、必要な事項を処理する機関として、区振連及び区商連で構成する「商品券運営委員会」を設置する。

2 前項の委員会に次の委員を置く。

委員長 1名 副委員長 若干名 委員 若干名

付 則

本規約の改定並びに本規約に定める以外の問題が発生した場合は、区振連理事会の議を経て解決する。

2 本規約は、令和3年10月1日から施行する。